

茨労発基 1218 第 4 号の 2
令和 7 年 12 月 18 日

災害防止団体の長 殿

茨城労働局長
(公印省略)

第 2 回化学物質管理強調月間の実施について

日頃より、化学物質による労働災害の防止につきましては、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、このたび化学物質管理強調月間を創設し、主唱しております。

別添の「第 2 回化学物質管理強調月間実施要綱」に基づき、令和 8 年 2 月 1 日から 2 月 28 日までを化学物質管理強調月間として、

「 慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方 」

をスローガンとし、全国一斉に積極的な活動を行うこととなりました。

つきましては、御協賛のうえ、傘下会員、事業者等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

基発 1104 第 6 号
令和 7 年 11 月 4 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

第 2 回化学物質管理強調月間の実施について

令和 4、5 年の労働安全衛生法令の改正に伴い、国が行う化学品の危険性・有害性の分類 (GHS 分類) で危険性・有害性が区分されている物質全てを対象として、事業者が危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講すべき措置を事業者自らが適切に選択、実施すること（自律的管理）を基軸とする新たな規制が導入され、令和 6 年 4 月に本格施行されたところである。

これに伴い、対策を講すべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大し、化学物質管理の知見がかならずしも十分でない第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が必要であることから、令和 6 年度より「化学物質管理強調月間」を実施しており、今般別添のとおり第 2 回の実施要領をとりまとめたところである。

貴職におかれでは、管内の化学物質管理の定着の状況等を踏まえ、化学物質管理強調月間を活用し、化学物質対策に関する説明会の開催、都道府県の環境部局と連携した集団指導の開催等、第三次産業や中小零細事業場を含め取組の促進を図るとともに、事業者においてラベル表示・SDS 交付、リスクアセスメントの実施等、実施要領に定めた事項が適切に講じられるよう効果的な取組を行われたい。なお、現時点で本省や他の機関で実施予定としている取組を別紙のとおり取りまとめたので参考とされたい。

第2回化学物質管理強調月間における取組

主催者	取組の概要
厚生労働省	<p>化学物質管理強調月間特別イベント</p> <p>【概要】</p> <p>○目的：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな化学物質管理制度の趣旨を広く事業者に周知し、業種・規模を問わず自律的な化学物質管理の定着を図ること。 ・飲食業・宿泊業を例に、すぐに実践できる具体的な行動様式を共有すること。 <p>○対象：全ての事業者（業種・規模を問わず）</p> <p>○内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな化学物質管理に関する制度の背景や現状、化学物質の自律的管理に関する基礎的情報を共有するセッション（化学物質管理者制度や支援施策紹介等を含む。） ・飲食業・宿泊業など、これまで化学物質管理の経験が少ない事業者を対象に、リスクアセスメントや安全管理の進め方を体験的に学ぶ実践的ワークショップ <p>【開催時期】令和8年1～2月（予定）</p> <p>【開催場所】東京・大阪</p> <p>【参加募集開始】令和7年12月（予定） (詳細は厚生労働省ホームページで12月頃公表予定)</p>
中央労働災害防止協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページに化学物質管理強調月間特設サイトを設置 管理者や責任者等を対象とした研修・セミナー情報のほか、事業場に役立つ情報を発信する。 ○ 中小規模事業場安全衛生サポート事業（無料）を活用し、中小規模事業場等の化学物質管理を支援する。 ○ 化学物質管理を組織的に進めるための研修の開催、専門家の派遣等。 ○ 個人ばく露測定など、職場における化学物質管理のあり方等に関する相談窓口の開設。 ○ 化学物質管理強調月間図書・用品の取扱い（令和8年1月16日～2月28日にキャンペーンを実施）、関連図書の発行、スローガン入りポスターやのぼり、化学物質関連表示ボード等を制作・提供。

経済産業省	<p>○ 化学物質管理セミナー</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的：化学物質排出把握管理促進法等の化学物質関連法令について理解を促すこと ・対象：事業者 ・プログラム：後日、経済産業省のホームページに掲載予定 <p>【時期】令和8年2月</p>
環境省	<p>○ アドバイザー制度利用促進キャンペーン</p> <p>○ リスクコミュニケーションサポートパッケージ</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質アドバイザー制度の利用促進キャンペーンを実施。 ・令和8年2月の派遣は、化学物質アドバイザーへ支払う旅費・謝金を環境省が負担（先着10団体） ・令和8年2月にリスクコミュニケーションの開催を目指して、プログラムの作成や参加市民の募集等を含む一連の作業を無料サポート（上記キャンペーンの一環として、先着2団体） <p>【対象期間】令和8年2月1日～28日（1か月間）</p> <p>【アドバイザー派遣依頼詳細】</p> <p>https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/irai/tetudoku.html</p> <p>【アドバイザー制度パンフレット】</p> <p>https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/book/advisor_book_202404_A4.pdf</p> <p>○ かんたん化学物質ガイドの改訂（お知らせ）</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質と環境リスクについて、楽しく学べるパンフレット ・令和8年2月までに「塗料・接着剤と化学物質」の改訂版を公表予定 <p>【ダウンロードページ】</p> <p>https://www.env.go.jp/chemi/communication/guide/index.html</p>

第2回化学物質管理強調月間実施要綱

1. 趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業4日以上の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講すべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月から約2,900物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を講すべき事業場の範囲が、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。また、令和7年5月14日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が公布され、危険性・有害性情報の通知義務（SDSの交付等の義務）に罰則を設けること（公布後5年以内に施行）や、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士による実施を義務づけること（令和8年10月施行）等も新たに規定されている。

業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理していく必要があり、第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」（第5回国際化学物質管理会議採択）において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、第2回化学物質管理強調月間を、以下のスローガンの下で展開することに

より、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

2. 期間

令和8年2月1日から2月28日までとする。

3. 実施体制

(1) 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

(2) 協力連携者

経済産業省、環境省

(3) 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

(4) 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

(5) 実施者

各事業者

4. 実施事項

(1) 主唱者・協力連携者・協賛者

(ア) 化学物質管理に係る啓発

化学物質管理の知見が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施

(イ) 化学物質に関する説明会等の開催

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開催

(ウ) 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発

(エ) 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布

(オ) 雑誌等を通じた広報

(カ) 事業者の実施事項についての指導援助

(キ) その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施

(ク) (ア)～(キ)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

(2) 実施者

職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るため、化学物質管理者による化学物質管理の徹底等、化学物質管理体制の構築を最重点事項とし、事業者及び労働者が連携・協力して、次の事項を実施する。

- ① 下記の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う。
 - (ア) リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、化学物質管理者の氏名の掲示等労働者への周知、化学物質管理者と総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等との連携
 - (イ) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認
 - (ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施、リスクアセスメントの結果に基づくばく露低減措置の実施等
 - a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
 - b SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
 - c リスクアセスメントの実施にあたって、業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）の活用
 - d 化学物質の自律的な管理の実施状況について衛生委員会での調査審議
 - e ばく露低減措置の内容や労働者のばく露の状況について、労働者の意見を聞く機会を設けるとともに、記録の作成・保存
 - f ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
 - g 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
 - h 労働者に保護具を使用させる場合における、保護具着用管理責任者の選任、職務権限の付与、保護具着用管理責任者の氏名の掲示等労働者への周知
 - i 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であるこ

とを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進

j 濃度基準値設定物質のリスクアセスメントにおいて、ばく露濃度が高い

と見積もられた場合に個人ばく露測定によるばく露濃度の確認の実施

k 特殊健康診断等、必要な場合のリスクアセスメント対象物健康診断による健康管理の徹底

l 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

m 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底

(エ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

② 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

③ スローガン等の掲示

④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

⑤ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施